

埼玉工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の修士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 二 研究内容に新規性・有効性を有していること。
- 三 当該教育・研究分野の専門知識・技術を反映した内容を有していること。
- 四 学位申請者が、該当教育・研究分野の発展に貢献しうる研究能力や高度な専門性を身に着けていること（各専攻の学位授与方針は第3条に示すとおりである）。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、学位論文の内容、中間発表および学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり、公平な判定を行う。

第2条 修得単位

大学院学則第27条に規定された単位を修得あるいは修得見込みであること。

第3条 各専攻の学位授与方針

機械工学専攻

社会的要請に対応して、高効率及び低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動のおよび受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する優れた技術者、研究者であること。

生命環境化学専攻

材料化学、環境化学、生命化学における社会のニーズに応じて、科学技術の進歩に柔軟に対応できる優れた技術者、研究者であること。

情報システム専攻

情報工学、電子工学に関連する社会ニーズに応じて、科学技術の発展に寄与する優れた技術者、研究者であること。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。